



2021年5月6日

各 位

会 社 名 **株式会社 ケーズホールディングス**
代表者の
役職氏名 代表取締役社長執行役員 平 本 忠
(コード番号 8282 東証一部)
問合せ先 取締役上席執行役員 水谷 太郎
経営企画本部長
TEL 029-215-9033

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2021年5月31日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 116,100 株
(3) 処分価額	1株につき 1,493 円
(4) 処分総額	173,337,300 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して、E S O P信託の導入を決議しております。（その概要につきましては、別途本日開示しております「株式付与E S O P信託」導入に関するお知らせをご参照ください。）

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し行うものです。（処分予定先については上記1. (5)をご参照ください。）

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 225,000,000 株に対し 0.05%（小数点第3位を四捨五入、2021年3月31日現在の総議決権個数 2,058,500 個に対する割合 0.06%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社および当社グループ会社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社および当社グループ会社従業員のうち、受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2021年5月26日（予定）
信託期間	2021年5月26日～2023年8月31日（予定）
制度開始日	2021年7月1日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2021年4月30日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,493円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、算定根拠として合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上